

第1 設問1 課題54

1. Bの訴えは、本件事故に係るBのAに対する不法行為に基づく損害賠償債務は150万円を超えないことを確認するといふ債務不存在確認の訴えである。かかる訴えの訴訟物は、自認額150万円を除いた部分であると考えらる。

2. Aの訴えは、乙地裁に係属しているところ、AはBがCに対し本件事故に係る不法行為に基づく損害賠償債務として400万円の請求をする訴えを乙地裁に提起しようとしている。このAの訴えは、二重起訴（民事訴訟法（以下法名省略）42条）に該当し、不適法と下と存するのではないから問題となる。

① 二重起訴の趣旨は、矛盾判決の防止、被告の応訴の負担、訴訟の不経済にある。よって、二重起訴に該当するかどうかは、当事者の同一性及び^{裁判対象}争訟の同一性で判断すると解する。

② 3. Bの訴えは、BのAに対する債務不存在確認の訴えであり、Aの訴えは、AのBに対する不法行為に基づく損害賠償請求である。この55の訴えも当事者はAとBであることから、当事者の同一性は認められる。

4. 次に、Bの訴えは、本件事故に係るBのAに対する不法行為に基づく損害賠償債務は150万円を超えないことを確認するといふものである。一方、Aの訴えは、本件事故に係る不法行為に基づく400万円の損害賠償請求である。この55の訴えも本件事故に係る不法行為に基づく損害賠償請求が裁判対象と存していることから、150万円のBの150万円の自認額を超えた部分たる250万円は裁判対象の同一性があると考えらる。よって、このAの訴えは二重起訴に該当するとも思われる。

④ Bの訴えは債務不存在確認の訴えであるところ、これは給付訴訟と表裏一体の関係にある。債務不存在確認の訴えが訴訟係属中に、執行力の有る給付訴訟から提起された場合は、債務不存在確認の訴えは訴えの利益を失うことになる。

第

問

注釈の一覧 :H30民訴 .pdf

ページ:1

番号 : 1 作成者 : 090 MESE タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 9:49:01
訴訟物の指摘について、金額は結構ですが、結局何が訴訟物でしょうか。

番号 : 2 作成者 : 090 MESE タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 9:49:29
142条の条文から論じて下さい。

第 問

(3) Aの訴えが 反訴の要件を充足すれば、二重起訴に該当しないと考える(146条1項)

反訴(146条1項)が認めらるる要件は①「本訴の目的とする請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合、であること(146条1項柱書) ②「反訴の目的とする請求が他の裁判所の専属管轄に属しないこと(146条1項ただし書1号) ③「反訴の提起に於て著しく訴訟手続を遅滞させることとならないこと(146条1項ただし書2号) が必要である。

ア. 本訴の本訴の目的とする請求たるBの訴えは、Aの訴えとは同一の訴訟 審判対象を債務不存在確認と給付訴訟という形で提起したものであるため、「本訴の目的とする請求と関連する請求を目的とする場合」といえる。

イ. Aの訴えは、乙地裁の土地管轄及び事物管轄を有しており、他の裁判所の専属管轄に属しないといえる。

ウ. また、Aの訴えは、^{400万円} 本件事故に係る不法行為に基づく損害賠償請求であるため、Bの訴えとは表裏の関係にあるといえるため、審判対象は同一であるといえる。よって、^{審判対象} 新に審理が必要がないため、反訴の提起に於て著しく訴訟手続を遅滞させることにはならないといえる。

エ. 以上より、Aの訴えは反訴の要件を満たすため、本訴の係属する裁判所に反訴を提起できる。

(4) よって、Aの訴えは二重起訴に該当せず、訴えは適法である。 1

3. AとBに対する訴えが適法であるといえる場合、AはCをもBと共同被告とすることができるか(38条前段)

1. 本件事故はBとCによつて引き起こされたものであるため、「訴訟の目的とする権利義務又は義務が」、「同一の事実上の原因」に基づくといえる。

したがって、^{Cを} 共同被告とすることもできるといえる。

2. もっとも、訴訟係属中に被告を追加することは、明文を主観的追加の場合に該当し、^{明文を} 認められないのはないか問題となるも、同一の事実上の原因たる本件事故によりAに被害を及ぼしたことから、共同不法行為(民法719条1項)としてBとCを被告と

番号:1 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 9:50:44

反訴の要件を満たすことと、142条に抵触しないことは論理的に繋がりません。別のルールです。
また、最判S16はどう考えますか。

好むが紛争の目的解決に資する、訴訟も複雑化せず、訴訟も遅滞しない。

したがって、例外的に主観的追加的併合を認めるべきであるといえる。

以上より、AはCをもBと共同被告とするべからざる。

第2 課 設問1 課題②

1. Bの訴えが乙地裁に係属中、AがBとCを共同被告とする訴えを甲地裁に提起する場合に、この訴えが適法といえるか。

1) 反訴は本訴の係属する裁判所に提起することからできる(146条1項本文)。

本件では、本訴は乙地裁に係属しており、Aの訴えは甲地裁に提起しようとしているから、反訴は認められない。

2) これはAの訴えは二重起訴に該当(142条)し、不適法却下となる。

二重起訴の趣旨は、前述のとおり、矛盾判決の防止、被告の応酬の煩い、訴訟不経済である。もっとも、二重起訴の本質は、訴えが別々の裁判所に係属し、それぞれが裁判所が異なる判断をした場合に、それぞれに既判決(114条1項)が生じるため、矛盾判決を防止しようとしたことにあると考えられる。

そこで、別々の裁判所に訴訟が係属したとしても、矛盾判決が生じないといえる場合は、二重起訴にあたらないと考えられる。

本件では、Bの訴えは、150万円を超えては本件事故に係る損害賠償債務が生じない旨の確認を求めるものである。一方、Aの訴えは、B及びCを被告として本件事故に係る不法行為に基づき400万円の損害賠償債務を請求する。Bは150万円に満たない旨を認めている。仮にBの訴えでは150万円を超えては債務が存在しないとして、Aの訴えでは

Bに対して200万円の請求が認められるとしても、これはAの訴えではB及びCが本件事故の被害者であること、過失割合に基づく結果であるため、Bの訴えの認定と矛盾すること

にはならないといえる。

ページ:3

番号:1 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 9:52:14

抽象論に終始しない。

本問との関係で論じましょう。

どの程度訴訟が進んでいますか？Cとの関係で何が共通しますか？

番号:2 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 9:53:38

最後の文の文意がよく分かりません。

観点は良いと思います。

以上より、Aの訴えは二重起訴に当たらず、訴えは適法である。

第3 設問 2.

1. AのDに対する文書提出命令の申し立て(221条¹)に対して、197条(項2号、220条4号)に該当するとして、文書提出義務に該当しないと反論することから考えられる。

2. 診療記録には、患者Aに関する情報が記載されており、これはD病院の「医師」が「職務上知り得た事実」で、患者のプライバシーに関するものであるため、「黙秘すべきもの」(197条(項2号))に該当する²。220条4号ハには、文書提出義務がないと思える。

しかし、常に文書提出義務がないとすれば、公平な裁判の実現や真実の発見が乏しくなるおそれがある。220条4号ハの趣旨は、秘密性の高いものに限り、文書提出義務を免除しおとした点にある。

そこですれば、「黙秘の義務が免除されている」³かどうか(220条4号ハ)は、文書の性質、内容、開示による不利益の程度^{公平な裁判の実現}など比較衡量し、開示しないことによる、開示すべき必要性が高いといえる場合には、「黙秘の義務が免除されている」といえる。

2. 本件では、確かに、診療記録は、病院で診療を受けた者の医療に関する情報が記載されている。そして、かかる情報は通常他人に知られたくない、秘密性の高い情報であり、公開しおしおと不特定多数人に患者のプライバシーを明らかにしおしおするおそれがある。お、一度開示しおしおと、事後的な回復が困難なとわしおしお。

しかし、本件では、患者A本人がD病院での治療等の領収書、Aの後遺症に関するD病院の医師作成の診断書、及びD病院の診療記録の写しを証拠として提出している。これは秘密性の高い情報を自ら開示しおしおと、B及びCとの間で争いおしおとを証明しおしおといふ公平な裁判の実現、真実発見に^{切望しおしお}資するおしおと⁴があるからすれば、開示しないことによる、開示すべき必要性が高いといえる。「黙秘の義務が免除されている」といえる。

3. およ、Dの反論は認められず、Dは文書提出義務があるといえる。

ページ:4

番号:1 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 13:31:16
申立ての根拠条文として不適切でしょう。

番号:2 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 13:32:42
この段落は規範ですか？問題意識を示すなら、1に記載しておけば良いです。

番号:3 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 13:32:13
「黙秘すべきもの」の該当性を論じていたのでは？なぜここで「免除」の話になっているのでしょうか。

番号:4 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 13:33:51
Aが真実発見を切望しているのでしょうか？証拠出せば、何でも真実発見を切望しているとして、文書提出命令が認められる帰結になりそうです。

第 問

第4 設問3

1. Cの主張(ア)について.

Cは、第一審で補助参加をしていなかったBがAの仮処分に控訴をすることはできないことを理由に控訴が不適法であると主張しているが、かかる主張は認められるか。

1) 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の提起の提起その他一切訴訟行為をすることができ(45条1項本文)。また、補助参加人の参加の時期については、何ら規定がない(42条参照、43条参照)。

したがって、補助参加人は、~~控訴段階で~~第一審で補助参加していても、控訴段階から補助参加できると解する。

2) 本問では、Bは第一審で補助参加していないが、控訴段階から補助参加できるか。Bが^{Aの仮処分}控訴をすることは、「上訴の提起(45条1項本文)」に該当する。したがって、Bは「上訴の提起」という「補助参加人として行うことができる訴訟行為」とともに、「補助参加の申出」をすることもできる(43条2項)。

3) おて、Cの主張(ア)は認められない。

2. Cの主張(カ)について.

Cは、Bにはこの訴訟の補助参加が許されないのて、控訴をすることはできないことを理由に控訴が不適法であると主張しているが、かかる主張は認められるか。

42条は訴訟の結果について利害関係を有する第三者に補助参加することを認めている。

「利害関係を有する第三者」^{250条4項の範囲}とは、事実上の利害関係は足りず、法律上の利害関係が必要である。

本問では、AのBに対する請求は認められ、一方、AのCに対する請求は棄却された。共同不法行為者

のAのCに対する請求が棄却されたことを争うため、Bが「AのCに対する請求を棄却した判決を撤消し

AのCに対する請求が250条3項が認められべき」として、控訴をすることは、法律上の利害関係があるといえる。

おて、Bは「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」に該当し、補助参加が認められ、主張(カ)は認められる。

番号 : 1 作成者 : sns1d1 タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 14:15:00
(ア) は丁寧に良くかけていると思います・

番号 : 2 作成者 : sns1d1 タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 14:15:59
「利害関係を有する」の要件で論じるのが一般的でしょうか。
「訴訟の結果」に何を含むかという論じ方が一般的です。

番号 : 3 作成者 : sns1d1 タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 14:17:44
1 誰と誰の関係を論じているのかがよく分かりません。
2 利害関係を法律上の利害関係と解するのは良いですが、やはり問題は「訴訟の結果」です。判決理由中の判断に何が書かれていて、実体法上、Bが何のために控訴したのか考えてみて下さい